

## 平成31年第1回高松市議会定例会提出予定議案

1	平成31年度高松市一般会計予算	153,900,000千円
2	平成31年度高松市国民健康保険事業特別会計予算	46,494,828千円
3	平成31年度高松市後期高齢者医療事業特別会計予算	5,714,440千円
4	平成31年度高松市介護保険事業特別会計予算	40,333,907千円
5	平成31年度高松市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算	67,483千円
6	平成31年度高松市食肉センター事業特別会計予算	343,654千円
7	平成31年度高松市競輪事業特別会計予算	12,332,208千円
8	平成31年度高松市卸売市場事業特別会計予算	1,240,257千円
9	平成31年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算	114,135千円
10	平成31年度高松市駐車場事業特別会計予算	668,507千円
11	平成31年度高松市病院事業会計予算	9,775,862千円
12	平成31年度高松市下水道事業会計予算	21,301,954千円

### 13 高松市男女共同参画センター条例の一部改正について

( H 3 1 . 1 0 . 1 から施行  
(2)及び(4)は、公布の日から  
施行 )

消費税法等の一部改正に伴い、高松市男女共同参画センター  
の使用料の額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市男女共同参画センターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに附属設備又は器具を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において使用料の額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) この条例の施行の際現に高松市男女共同参画センターの施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの
- (4) 所要の規定整備をするもの

### 14 高松市市民活動センター条例の一部改正について

( H 3 1 . 1 0 . 1 から施行 )

消費税法等の一部改正に伴い、高松市市民活動センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市市民活動センターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市市民活動センターの会議室等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

### 15 高松市コミュニティセンター条例の一部改正について

( H 3 1 . 1 0 . 1 から施行 )

消費税法等の一部改正に伴い、高松市コミュニティセンターの利用料金の上限額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市コミュニティセンターに係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの

## 16 高松市男木交流館条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市男木交流館の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市男木交流館に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市男木交流館の交流スペースの使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 17 高松市地域ふれあいセンター条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市地域ふれあいセンターの使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市地域ふれあいセンターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市地域ふれあいセンターの施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 18 高松市地域交流会館条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕  
〔(2)は、公布の日から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市地域交流会館の使用料の額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市地域交流会館に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに設備等を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において使用料の額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) この条例の施行の際現に高松市地域交流会館の施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 19 高松市斎場条例の一部改正について

〔H31. 10. 1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、斎場の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、斎場に係る使用料のうち課税対象であるものの額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に斎場の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 20 高松市墓地条例の一部改正について

〔H31. 10. 1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市浅野墓地公園、高松市新居大谷公園墓地及び高松市川西公園墓地（以下「墓地」という。）における手数料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、墓地における手数料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に墓所の使用許可を受けている者に係る既納の手数料について所要の経過措置を講ずるもの

## 21 高松市墓地公園条例の一部改正について

〔H31. 10. 1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市平和公園における手数料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市平和公園における手数料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に墓所の使用許可を受けている者に係る既納の手数料について所要の経過措置を講ずるもの

## 22 高松市福岡会館条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市福岡会館の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市福岡会館に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市福岡会館の施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 23 高松市木太北部会館条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市木太北部会館の利用料金の上限額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市木太北部会館に係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの

## 24 高松市隣保館等条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、隣保館及び隣保・児童館（以下「隣保館等」という。）の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、隣保館等に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に隣保館等をその目的以外のために使用する許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 25 高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

〔H31.4.1から施行〕

労働基準法の一部改正に伴い、国家公務員に準じて長時間労働の是正のための措置を講ずるため、改正するもの

- (1) 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を規則で定める規定を加えるもの

## 26 高松市職員退職手当支給条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

大学院修学休業をした月のうち別に定める月を退職手当の調整額算定の対象から除外するため、改正するもの

## 27 高松市事務分掌条例の一部改正について

〔H31.4.1から施行〕

組織機構の見直しに伴い、改正するもの

- (1) 市民政策局が所管する「交通政策及び交通安全に関する事項」のうち交通政策に関する事務を都市整備局に移管することに伴い、所要の規定整備をするもの

## 28 高松市法定外公共物管理条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、占用期間が1月未満の法定外公共物の占用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、占用期間が1月未満の法定外公共物に係る占用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に法定外公共物の占用の許可を受けている者に係る既納の占用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 29 高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、行政財産の目的外使用に関する使用料の額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、行政財産の目的外使用に関する使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に行政財産の目的外使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの
- (3) 所要の規定整備をするもの

30 高松市総合福祉会館条例の廃止について

〔 H 3 1 . 4 . 1 から施行 〕

高松市総合福祉会館の閉館に伴い、廃止するもの

- (1) 高松市総合福祉会館（障害者福祉施設及び障害児通園施設を含む。）の閉館に伴い、高松市総合福祉会館条例を廃止するもの
- (2) 所要の経過措置を講ずるもの

31 高松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

〔 H 3 1 . 4 . 1 から施行 〕

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 災害援護資金の貸付けに係る保証人について定めるとともに、貸付利率を次のとおり変更するもの

現 行 据置期間中：無利子

据置期間経過後：延滞の場合を除き年3パーセント

↓

改正後 《保証人を立てる場合》

無利子

《保証人を立てない場合》

据置期間中：無利子

据置期間経過後：延滞の場合を除き年1パーセント

- (2) 災害援護資金貸付金の償還方法に、月賦償還を加えるもの
- (3) この条例の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、従前の例によることとするもの

### 32 高松市国民健康保険条例の一部改正について

〔H31.4.1から施行〕

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 国民健康保険料の基礎賦課限度額を次のとおり引き上げるもの

	現 行	→	改正後
基礎賦課限度額	58万円		61万円

後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額は据置き

- (2) 国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額（以下「被保険者均等割額等」という。）の減額の対象となる納付義務者の範囲を拡大するもの

ア 被保険者均等割額等の5割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

$$\text{現 行} \quad 33\text{万円} + \frac{27\text{万}5\text{千円}}{\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}}$$

↓

$$\text{改正後} \quad 33\text{万円} + \frac{28\text{万円}}{\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}}$$

イ 被保険者均等割額等の2割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

$$\text{現 行} \quad 33\text{万円} + \frac{50\text{万円}}{\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}}$$

↓

$$\text{改正後} \quad 33\text{万円} + \frac{51\text{万円}}{\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}}$$

- (3) 適用する保険料の年度についての経過措置を講ずるもの

### 33 高松市国民健康保険診療所条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市国民健康保険診療所における手数料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市国民健康保険診療所における手数料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの

	現 行	→	改正後
ア 普通診断書	1通につき2,160円		1通につき2,200円
イ 健康診断書	1通につき2,160円		1通につき2,200円
ウ 死亡診断書	1通につき3,240円		1通につき3,300円
エ 死体（胎）検案書	1通につき5,400円		1通につき5,500円
オ 証明書	1通につき1,080円		1通につき1,100円

### 34 高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例の制定について

言語としての手話に対する理解の増進並びに障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進について、基本理念等を定めることにより、障壁のない地域共生社会の実現に寄与するため、制定するもの

〔公布の日から施行〕

- (1) 前文を置くもの
- (2) 目的について定めるもの
- (3) 用語の意義を定めるもの
- (4) 条例の基本理念について定めるもの
- (5) 市の責務について定めるもの
- (6) 市民及び市民活動団体の役割について定めるもの
- (7) 事業者の役割について定めるもの
- (8) 市、市民、市民活動団体及び事業者の連携及び協働について定めるもの
- (9) 手話等コミュニケーション手段に関する施策の推進について定めるもの
- (10) 財政上の措置について定めるもの

### 35 高松市ふれあい福祉センター条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松市ふれあい福祉センターの使用料の額を改定する等のため、改正するもの

〔H31.10.1から施行  
(2)は、公布の日から施行〕

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市ふれあい福祉センターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに音響装置を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において使用料の額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) この条例の施行の際現に高松市ふれあい福祉センターの施設等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの
- (4) 所要の規定整備をするもの

### 36 高松市瓦町健康ステーション条例の一部改正について

〔H31. 10. 1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市瓦町健康ステーションの使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市瓦町健康ステーションに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市瓦町健康ステーションの会議室の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

### 37 高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

〔H31. 4. 1から施行〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めるため、制定するもの

- (1) 中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（都道府県又は都道府県立の公立大学法人が設置する施設を除く。）の認定等の事務及び権限が、都道府県知事から中核市の長へ移譲されるため、当該認定の要件を定めるもの
  - ア 趣旨について定めるもの
  - イ 用語の意義を定めるもの
  - ウ 教育及び保育の提供について定めるもの
  - エ 職員の配置について定めるもの
  - オ 職員の資格等について定めるもの
  - カ 園舎及び保育室等について定めるもの
  - キ 屋外遊戯場について定めるもの
  - ク 調理室及び食事の提供について定めるもの
  - ケ 教育及び保育の内容について定めるもの
  - コ 職員の資質等の向上について定めるもの
  - サ 子育て支援事業について定めるもの
  - シ 管理及び運営等について定めるもの
  - ス 経過措置について定めるもの
  - セ 職員の資格等に関する特例について定めるもの

### 38 高松市子ども未来館条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松市子ども未来館の使用料の額を改定する等のため、改正するもの

〔H31.10.1から施行  
(2)は、公布の日から施行〕

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市子ども未来館に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに多目的室附属設備及び器具を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において使用料の額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) この条例の施行の際現に高松市子ども未来館の多目的室の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

### 39 高松市夜間急病診療所条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松市夜間急病診療所における手数料の上限額を改定するため、改正するもの

〔H31.10.1から施行〕

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市夜間急病診療所における診断書、証明書等の交付に係る手数料の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの

### 40 高松市手数料条例の一部改正について

狂犬病予防法の規定に基づき抑留した犬等の返還手数料の額について、香川県との均衡を図るため、改正するもの

〔H31.10.1から施行〕

- (1) 狂犬病予防法の規定に基づき抑留した犬又は動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき引き取った犬若しくは猫の返還手数料の額について、香川県との均衡を図るため、改定するもの

現 行	改正後
2,430円	→ 2,440円 (県の手数料の額と同額)

#### 41 高松市食品衛生法施行条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

食品衛生法の規定による営業の許可のうち、喫茶店営業及び冰雪製造業の継続許可の申請に係る手数料の額について、香川県との均衡を図るため、改正するもの

- (1) 食品衛生法の規定による営業の許可のうち、次の継続許可の申請に係る手数料の額について、香川県との均衡を図るため、改定するもの

ア 喫茶店営業のうち、自動車による移動営業、自動販売機による営業、露店形態の営業又は短期季節営業の継続許可の申請

現 行 改正後

3,300円 → 3,400円 (県の手数料の額と同額)

イ 冰雪製造業のうち、自動販売機による営業の継続許可の申請

現 行 改正後

3,300円 → 3,400円 (県の手数料の額と同額)

#### 42 高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 予防接種法に基づく予防接種の実施又は実費の徴収に関する事務を処理するために庁内で連携して利用することができる特定個人情報のうち、身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を削除するもの

#### 43 高松市庵治ほっとぴあん条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市庵治ほっとぴあんの利用料金の上限額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市庵治ほっとぴあんに係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの

#### 44 高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

〔H31. 10. 1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、病院の使用料等の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、病院に係る使用料の額及び手数料のうち課税対象であるもの（駐車場使用料を除く。）の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの

#### 45 高松市ふれあい創作館条例の一部改正について

〔H31. 10. 1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市ふれあい創作館の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市ふれあい創作館に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市ふれあい創作館の施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

#### 46 高松市生涯学習センター条例の一部改正について

〔H31. 10. 1から施行〕  
〔2)は、公布の日から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市生涯学習センターの使用料の額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市生涯学習センターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに附属設備及び器具を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において使用料の額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) この条例の施行の際現に高松市生涯学習センターの施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

#### 47 高松市図書館条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松市図書館の使用料の額を  
改定する等のため、改正するもの

〔H31.10.1から施行  
(2)は、公布の日から施行〕

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市図書館に係る使用料（駐車場使用料を除く。）の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに附属設備及び器具を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において使用料の額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) この条例の施行の際現に高松市中央図書館の視聴覚ホール及び高松市牟礼図書館の多目的ホールの使用許可を受けている者に係る既納の使用料について、所要の経過措置を講ずるもの

#### 48 高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、一般廃棄物処理手数料の額を改定するため、改正するもの

〔H31.10.1から施行〕

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、一般廃棄物処理手数料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に指定収集袋を使用した家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を納付している者に係る既納の手数料について所要の経過措置を講ずるもの

#### 49 高松市創造支援センター条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松市創造支援センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

〔H31.10.1から施行〕

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市創造支援センターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市創造支援センターの創造支援室の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 50 高松市食肉センター条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕  
(2)、(3)は、公布の日から施行

消費税法等の一部改正に伴い、高松市食肉センターの使用料の額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市食肉センターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 獣畜の各種別の2分体又は4分体についての冷蔵庫の使用料に関する規定を削るもの
- (3) 所要の規定整備をするもの

## 51 高松市茜町会館条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市茜町会館の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市茜町会館に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市茜町会館の施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 52 高松市生活改善センター条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市生活改善センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市生活改善センターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市生活改善センターの施設の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

### 53 高松市高齢者活動促進センター条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市高齢者活動促進センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市高齢者活動促進センターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市高齢者活動促進センターの施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

### 54 高松市多目的研修集会施設条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市多目的研修集会施設の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市多目的研修集会施設に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市多目的研修集会施設の施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

### 55 高松市農村環境改善センター条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市農村環境改善センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市農村環境改善センターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市農村環境改善センターの施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 56 高松市香南産地形成促進施設条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市香南産地形成促進施設の利用料金の上限額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市香南産地形成促進施設に係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

## 57 高松市農村公園条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市農村公園の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市農村公園に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市農村公園における使用の許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 58 高松市農村研修集会施設条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市農村研修集会施設の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市農村研修集会施設に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市農村研修集会施設の施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 59 高松市自転車競走実施条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松競輪場の使用料金の上限額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松競輪場に係る使用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松競輪場の売店施設等の使用の承認を受けている者に係る既納の使用料金について所要の経過措置を講ずるもの

## 60 高松市中央卸売市場業務条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行  
(3)は、公布の日から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市中央卸売市場の使用料の上限額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市中央卸売市場に係る使用料の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 卸売価格、売買仕切書及び買受代金の定義中における消費税等相当額を内包した物品価格の規定について所要の規定整備をするもの
- (3) 所要の規定整備をするもの

## 61 高松市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市公設花き地方卸売市場の使用料の上限額等を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市公設花き地方卸売市場に係る使用料の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 卸売価格、売買仕切書及び買受代金の定義中における消費税等相当額を内包した物品価格の規定について所要の規定整備をするもの

## 62 高松市塩江湯愛の郷センター条例の一部改正について

〔H31.4.1から施行〕

家族浴室の廃止に伴い、改正するもの

- (1) 浴場施設利用料から家族浴室追加利用料を削るもの

## 63 高松市塩江奥の湯公園条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行  
(2)は、公布の日から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市塩江奥の湯公園の利用料金上限額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市塩江奥の湯公園に係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに用具を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において利用料金の上限額を定めることができる例外規定を置くもの

64 高松市塩江温泉水給水施設条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、温泉水の料金の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、温泉水の料金の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの

65 高松市香南楽湯条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市香南楽湯の利用料金の上限額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市香南楽湯に係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの

66 高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕  
〔(2)は、公布の日から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場の利用料金の上限額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場に係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに設備・用具を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において利用料金の上限額を定めることができる例外規定を置くもの

67 高松市文化芸術ホール条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕  
〔(2)は、公布の日から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市文化芸術ホールの利用料金の上限額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市文化芸術ホールに係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに設備、器具等を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において利用料金の上限額を定めることができる例外規定を置くもの

## 68 高松国分寺ホール条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松国分寺ホールの利用料金  
の上限額を改定する等のため、改正するもの

(H31.10.1から施行)  
(2)は、公布の日から施行

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松国分寺ホールに係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに設備、器具等を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において利用料金の上限額を定めることができる例外規定を置くもの

## 69 高松市瓦町アートステーション条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松市瓦町アートステーションの使用料の額を改定する等のため、改正するもの

(H31.10.1から施行)  
(2)は、公布の日から施行

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市瓦町アートステーションに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに設備、器具等を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において使用料の額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) この条例の施行の際現に高松市瓦町アートステーションの施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 70 高松市玉藻公園条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松市立玉藻公園の利用料金の上限額を改定するため、改正するもの

(H31.10.1から施行)

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市立玉藻公園に係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの

## 71 高松市石の民俗資料館及び石匠の里公園条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松市石の民俗資料館及び高松市石匠の里公園の使用料の額を改定する等のため、改正するもの

(H31.10.1から施行)  
(2)は、公布の日から施行

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市石の民俗資料館及び高松市石匠の里公園に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに器具を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において使用料の額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) この条例の施行の際現に高松市石の民俗資料館及び高松市石匠の里公園の施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 72 高松市香南歴史民俗郷土館条例の一部改正について

(H31.10.1から施行)

消費税法等の一部改正に伴い、高松市香南歴史民俗郷土館の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市香南歴史民俗郷土館に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市香南歴史民俗郷土館の施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 73 高松市スポーツ施設条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、スポーツ施設の利用料金の上  
限額を改定する等のため、改正するもの

(H31.10.1から施行)  
(2)は、公布の日から施行

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、スポーツ施設に係る利用料金（駐車場の利用料金を除く。）の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに附属設備、器具等を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において利用料金の上限額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) 使用料の額（香川県知事が定める公衆浴場入浴料金の額を除く。）について、10円未満の端数が生じたときは10円に切り上げる取扱いに統一するもの
- (4) 所要の規定整備をするもの

#### 74 高松市美術館条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松市美術館の使用料の額を  
改定する等のため、改正するもの

〔H31.10.1から施行〕  
(2)は、公布の日から施行

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市美術館に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに附属設備及び器具を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において使用料の額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) この条例の施行の際現に高松市美術館の施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

#### 75 高松市塩江美術館条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、高松市塩江美術館の使用料の額を改定するため、改正するもの

〔H31.10.1から施行〕

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市塩江美術館に係る使用料（観覧料を除く。）の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に高松市塩江美術館の施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

#### 76 高松市道路占用料徴収条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、占用期間が1月未満の道路の占用料の額を改定するため、改正するもの

〔H31.10.1から施行〕

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、占用期間が1月未満の道路に係る占用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に占用を許可されている者に係る既納の占用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 77 高松市港湾管理条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、市が管理する港湾（以下「市港湾」という。）の占用料及び使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、市港湾に係る占用料及び使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に市港湾の施設の占用又は使用の許可を受けている者に係る既納の占用料及び使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 78 高松市漁港管理条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、市が管理する漁港（以下「市漁港」という。）の利用料、占用料及び使用料（以下「利用料等」という。）の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、市漁港に係る利用料等の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に市漁港の施設の利用を届け出ている者及び占用又は使用の許可を受けている者に係る既納の利用料等について所要の経過措置を講ずるもの

## 79 牟礼港野積場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、牟礼港野積場の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、牟礼港野積場に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に牟礼港野積場の使用の許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 80 高松市準用河川土地占用料等徴収条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、準用河川における土地占用料及び土石採取料（以下「土地占用料等」という。）の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、準用河川における土地占用料等の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の際現に準用河川における土地の占用又は土石の採取の許可を受けている者に係る既納の土地占用料等について所要の経過措置を講ずるもの

## 81 高松市建築基準法施行条例の一部改正について

〔建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行〕

建築基準法の一部改正に伴い、この条例の規定の一部を緩和して適用することができる建築物に、建築物の用途を変更して一時的に使用する興行場等及び特別興行場等を加えるため、改正するもの

## 82 高松市建築関係手数料条例の一部改正について

〔建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行〕

建築基準法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、用途地域等における建築物の制限の適用を受けないものに係る建築の特例許可の申請（以下「特例許可申請」という。）のうち建築審査会の同意の取得等を要しないものに対する審査に係る手数料の額を新設する等のため、改正するもの

- (1) 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の特例許可申請に対する審査に係る手数料を新設し、その額を1件当たり11万円とするもの
- (2) 日常生活に必要な建築物の建築の特例許可申請に対する審査に係る手数料を新設し、その額を1件当たり15万円とするもの
- (3) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定の申請及び全体計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料を新設し、その額を1件当たり2万7,000円とするもの
- (4) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することに係る許可の申請に対する審査に係る手数料を新設し、その額を1件当たり12万円とするもの
- (5) 建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することに係る許可の申請に対する審査に係る手数料を新設し、その額を1件当たり16万円とするもの
- (6) 法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

### 83 高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正について

高松丸亀町商店街地区地区整備計画が変更されることに伴い、当該地区整備計画の区域内において新たな壁面の位置の制限を加える区域を定めるとともに、建築基準法（以下「法」という。）

（公布の日から施行  
（2）及び（5）の一部は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行

の一部改正に伴い、建蔽率に関する制限の適用を受けない建築物に、防火地域内にある耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物を加える等のため、改正するもの

- （1）高松丸亀町商店街地区地区整備計画が変更されることに伴い、当該地区整備計画の区域内における新たな壁面の位置の制限を加える区域を定めるもの
- （2）法の一部改正に伴い、建蔽率に関する制限の適用を受けない建築物に、防火地域内にある耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物を加えるもの
- （3）法の一部改正に伴い、所要の規定整備をするもの
- （4）法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの
- （5）所要の規定整備をするもの

### 84 高松市都市公園条例の一部改正について

（H31.10.1から施行）

消費税法等の一部改正に伴い、都市公園の使用料の額を改定する等のため、改正するもの

- （1）消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、都市公園に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- （2）所要の規定整備をするもの
- （3）この条例の施行の際現に都市公園における公園施設の使用等の許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

### 85 高松市公設浄化槽管理条例の一部改正について

消費税法等の一部改正に伴い、公設浄化槽の使用料の額を改定する等のため、改正するもの

（H31.10.1から施行  
（2）は、公布の日から施行

- （1）消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、公設浄化槽に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- （2）所要の規定整備をするもの

## 86 高松市下水道条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、下水道使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、公共下水道に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) この条例の施行の日前から継続している下水道の使用に係る使用料について、所要の経過措置を講ずるもの

## 87 高松市農業集落排水処理施設管理条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、農業集落排水処理施設の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、農業集落排水処理施設に係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するとともに、その表示を内税から外税に変更するもの

## 88 高松市民防災センター条例の一部改正について

〔H31.10.1から施行〕  
〔(2)は、公布の日から施行〕

消費税法等の一部改正に伴い、高松市民防災センターの使用料の額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、高松市民防災センターに係る使用料の額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの
- (2) 新たに附属設備及び器具を導入した場合に、弾力的に対応することができることとするため、市長において使用料の額を定めることができる例外規定を置くもの
- (3) この条例の施行の際現に高松市民防災センターの施設・設備等の使用許可を受けている者に係る既納の使用料について所要の経過措置を講ずるもの

## 89 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市とさぬき市との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) ICTインフラ整備を加えるもの

**90 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について**

高松市と東かがわ市との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) ICTインフラ整備を加えるもの

**91 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について**

高松市と土庄町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) ICTインフラ整備を加えるもの

**92 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について**

高松市と小豆島町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) ICTインフラ整備を加えるもの

**93 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について**

高松市と三木町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) ICTインフラ整備を加えるもの

**94 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について**

高松市と直島町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) 高次の都市機能の集積・強化に係る施策を加えるもの
- (2) ICTインフラ整備を加えるもの

**95 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について**

高松市と綾川町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) ICTインフラ整備を加えるもの

**96 男木辺地に係る総合整備計画の策定について**

男木町の高松市男木交流館並びに高松市男木コミュニティセンター及び男木診療所を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、総合整備計画を策定するもの

**97 包括外部監査契約の締結について**

包括外部監査契約を締結するもの

- (1) 契約金額 11,797,500円を上限とする額
- (2) 相手方 石川千晶(公認会計士)

**98 工事請負契約について**

高松第一高等学校改築工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 6,804,000,000円
- (3) 相手方 合田・小竹・香西特定建設工事共同企業体

**99 工事請負契約について**

高松第一高等学校改築に伴う電気設備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 794,880,000円
- (3) 相手方 四E・四国電設特定建設工事共同企業体

**100 路線の認定について**

寄附採納に伴い、市道5路線を認定するもの

- ・松福町111号線ほか4路線

**101 公有水面埋立地の用途変更に関する意見について**

高松市朝日新町の公有水面埋立地に関して、土地利用計画を見直すに当たり用途変更することについて、意見を述べるもの